

ID: 256

担当部署: 上下水道課

処分の概要	原状回復指示		
例規名 根拠条項	高根沢町下水道条例 第35条第2項		
例規番号	平成5年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第35条の規定による。 (原状回復)</p> <p>第35条 第33条の規定による占用の許可を受けた者は、その期間が満了したとき又はその目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、当該敷地又は排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りではない。</p> <p>2 管理者は、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが不適當と認めたときは、必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日